

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

様似町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道様似町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

様似町には古代より人が暮らしており、縄文時代の遺跡が各所で発見されている。それは現在のアイヌ民族の先祖であると考えられる。古代よりアイヌ民族の先祖がこの地で生活を営み、豊かな文化をはぐくんできた。

サマニという町名をはじめ、アポイ、エンルム、ホロマンなどの町内各地の地名の多くはアイヌ語を由来としており、親子岩やソビラ岩、冬島の穴岩など、町内沿岸地域の各所に巨大な奇岩があり、それぞれに興味深い伝説が残されている。

様似町は北海道南部の日高地方に位置するが、その日高においてもアイヌ文化やアイヌ語に地域差が存在し、東部に位置する様似アイヌの文化や言語は独特の特徴を持っているといわれている。

様似町は、早くには17世紀に金山が開かれ、本州からの和人が移り住んでいたとみられ、蝦夷三官寺の一つである等澍院が存在する町であるが、この町でもアイヌ民族は和人と接触しつつ、独自の歴史を営んできた。

また、かんらん岩や高山植物で知られるアポイ岳は、世界ジオパークに登録されており、その名前はアイヌ民族の伝説に由来しており、その構成要素の中でアイヌ文化は重要な位置を占めている。

このように様似町の歴史と風土はアイヌ民族と大きな関わりを持っている。

そして、江戸時代の場所請負制や明治以降の開拓の歴史の中でアイヌ民族が苦難の歴史を歩んできたことは周知の事実であり、様似のアイヌ民族も例外ではなかった。

近代の歴史の中で差別や偏見、社会的圧迫があったにもかかわらず、様似においてもアイヌ文化はアイヌ民族の間に伝承されてきた。また、アイヌ民族による生活向上のための活動も行われてきた。

戦後間もない昭和21年に設立された北海道アイヌ協会の支部が様似でも結成された（現在の様似アイヌ協会）。その後一時期活動が停滞したが、アイヌ民族の生活向上、復権、文化伝承のための取り組みが長年行われてきた。

また、昭和58年には様似民族文化保存部会（その後の様似民族文化保存会）が設置され、伝統文化の伝承保存に取り組み続け、国により重要無形民俗文化財である古式舞踊の保護

団体として認定を受けている。保存会は北海道内外各地で、そして、海外でも古式舞踊を披露し、アイヌ文化の普及啓発に取り組んできた。

様似町は日高管内でも小さい町でありながら、アイヌ民族の懸命な努力により大きな成果を生んできたということがいえる。

なお、町としても生活館を活動拠点として設置し、担当職員の配置、アイヌ民族団体の活動に助成をするなどの支援を行ってきた。

一方、かつて1万人以上を誇った町の人口も次第に減少し、現在は約4,200人に落ち込んでしまっているのが現状である。その中で将来のアイヌ文化の継承者となるべき人たちも生活のため町外に移り住み、少子化も相まって、アイヌ関連団体の会員も高齢化が進んでおり、今後の活動の継続を危ぶむ声も出ている。

また、全国的にアイヌ文化に対する関心が高まり、様似町においても認知が少しずつ進んでいるが、十分とはいえない。

町としては、アイヌ民族の自主性を尊重し、その活動を引き続き支援しつつ、町全体がアイヌ民族やアイヌ文化を尊重する雰囲気を醸成していくことが必要であると考えている。そのためのまちづくりをさらに進めることは重要であり、今回の新法の趣旨に合致することである。

※アイヌ関連団体

- ・様似アイヌ協会（設立：昭和21年2月。代表：菊池修二氏。会員54名。）
- ・様似民族文化保存会（設立：昭和58年4月。代表：熊谷カネ氏。会員21名。）

※アイヌ文化等関連施設

①東様似生活館

所在 様似町大通2丁目122番地の30

現況 昭和41年設置。平成5年改築。相談業務や文化伝承活動など、地域のアイヌ民族の拠点として利用されると同時に、地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

②西町生活館

所在 様似町西町71番地の4

現況 昭和39年設置。平成9年改築。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

③岡田生活館

所在 様似町字岡田203番地

現況 昭和43年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

④港町生活館

所在 様似町港町3番地先

現況 昭和44年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑤栄町生活館

所在 様似町栄町20番地の6

現況 昭和45年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑥緑町生活館

所在 様似町緑町49番地の21

現況 昭和46年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑦平宇生活館

所在 様似町字平宇53番地

現況 昭和40年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑧東平宇生活館

所在 様似町字平宇201番地の1

現況 昭和48年設置。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑨旭生活館

所在 様似町字旭91番地の1

現況 昭和42年設置。平成9年改築。地域住民の福利厚生や地域活動、交流の場として活用されている。

⑩様似郷土館

所在 様似町会所町1番地

現況 昭和42年開館。アイヌ民族資料を含む、各種郷土資料を展示して、普及啓発に取り組んでいる。

⑪アポイ岳ジオパークビジターセンター

所在 様似町字平宇479番地の7

現況 平成25年4月開館。アポイ岳をはじめとするジオサイトにまつわるアイヌ民族の伝説を紹介している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

先住民族であるアイヌ民族が、民族としての誇りが尊重され、民族の存在の根拠であり、誇りの源泉であるアイヌ文化を保存・伝承することを支援し、かつ、地域全体がアイヌ民族の歴史と文化を正しく理解し、すべての人が仲良く、幸せに暮らすことのできる、差別・偏見のない社会を実現することを目的とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		
K P I	町立類似図書館来館者	町制施行 70 周年記念事業 「写真展」 参加者	町制施行 70 周年記念事業 「トンコリ演奏会」 参加者
令和 2 年度 (基準年度)	4,700 人/年間	—	—
令和 3 年度	4,800 人/年間	—	—
令和 4 年度 (中間年度)	5,000 人/年間	300 人/年間	200 人/年間
令和 5 年度	5,100 人/年間	—	—
令和 6 年度 (最終目標)	5,200 人/年間	—	—

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業		地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	アポイ岳ジオパーク ビジターセンター来館者	類似郷土館来館者	国際交流事業への参加者 (訪問者・被招聘者・受け入れ団体を含む)
令和 2 年度 (基準年度)	10,000 人/年間	300 人/年間	—
令和 3 年度	10,500 人/年間	400 人/年間	—
令和 4 年度 (中間年度)	12,000 人/年間	500 人/年間	—
令和 5 年度	12,500 人/年間	600 人/年間	200 人/年間
令和 6 年度 (最終目標)	13,000 人/年間	700 人/年間	300 人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

① アイヌ古式舞踊等の資料デジタル化事業

様似アイヌ協会及び民族文化保存会で保有しているアイヌ古式舞踊や当時のアイヌ古老から聴き取りを行った資料は、アイヌ文化の伝承と保存に非常に重要な資料となるが、ビデオテープ等のアナログ媒体で保管しているため、劣化し再生不能となるおそれがあることから、永く保存できるようデジタル化を行う。

② 熊崎直平氏資料の整理及び資料目録作成事業

北海道立岡田尋常小学校は、「旧土人保護法」に基づいて設立された、アイヌ民族の児童を対象にした学校であった。熊崎直平氏（故人）はその学校に長年勤務し、学校の廃止後も、アイヌ民族と身近に接して当地に住み続けた人であった。

熊崎氏の資料の大部分は、熊崎氏がアイヌ民族・アイヌ文化について自分の研究をまとめて書籍として発刊するつもりで書いた原稿の草稿であるが、その中には、熊崎氏がアイヌと身近に接しながら得たさまざまな知見が含まれており、貴重な情報が多数含まれている。また、当地で採集されたアイヌ語の語彙、口承文芸の記録も含まれている。

そのようなことから、学校に関する資料及び当時のアイヌの生活に関する資料をデジタル撮影、整理、翻刻、調査研究を行い、資料目録を作成するものである。

熊崎氏の資料は、貴重な資料であることは間違いないが、その内容は必ずしも体系的なものではなく、断片的な資料も多いことから、今回の事業では資料の目録化と、内容の概要の把握を中心に行い、目録作成後は、町の専門職員及び外部の研究者とで協同し、内容の詳細な把握、整理、分析も進めていくことを検討していく。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ文化PR用動画の制作、公開、文化伝承用品の製作事業

様似民族文化保存会は、国により重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊の保護団体として認定されているが、その活動が町民に広く浸透しているとは必ずしも言えない状況であることから、この状況を改善する。

また、広くアイヌ文化を普及するため、古式舞踊で活用する衣装を製作し舞踊用具の充実化を図り、4-1-①でデジタル化された映像及び新たな映像を撮影しアイヌ文化PR用動画を制作するとともに、2015年にユネスコ世界ジオパークとなったアポイ岳のジオパークビジターセンター及び郷土館等の施設での上映、学校教育や社会教育事業での活用、インターネットでの配信を通じ、町民はもとより国内外からの来訪者に広くアイヌ文化の普及啓発を図る。

② 写真展開催事業

アイヌ民族について理解を深めるということは、伝統的な文化だけでなく、今現在、アイヌ民族が住民として各地で暮らしている現状について知り、理解を深めることも重要である。

当町においては、これまでアイヌ民族に関して、講演会や展示、文化体験講座などを実施してきたが、それだけでなく、さまざまな角度からアイヌ民族に理解を深める機会を増やしていきたいと考えている。

このことから、令和4年度に迎える町制施行70周年の記念事業として、トンコリ演奏会や講演会などの各アイヌ関連イベントを実施することとしており、その一環としてアイヌ民族の写真を撮り続けている写真家の全国に暮らすアイヌ民族100人を撮った連作『アイヌ100人のいま』のパネル100枚の写真展を実施、合わせて写真家本人によるギャラリートークを開催し、アイヌ民族の現状について学ぶ機会を創出し、さらにアイヌ文化への理解を深める契機としたい。

③ トンコリ演奏会事業

本事業については、何よりも音楽に触れた楽しい時間を過ごしていただき、アイヌ文化に親しみを持っていただくということが大事であり、アイヌ音楽などの伝統音楽や古式舞踊だけでなく、伝統音楽を基調にしつつ、現在生み出されている新しい文化に触れることも必要であるとする。

アイヌ民族は過去の存在ではなく、現在も文化を発展させつつさまざまなものが作られており、当町においてはそういったものに触れる機会も少ないのが現状である。

このことから、令和4年度に迎える町制施行70周年の記念事業としてアイヌ民族の歴史や現状、文化について、町民に親しんでいただき、さらに理解を深めていただくことを主眼に、写真展の開催や講演会などの各アイヌ関連イベントを実施することとしており、その一環としてアイヌの弦楽器トンコリの演奏者として全国さらには世界各地での演奏活動で活躍している演奏家を招き、フルバンドによるコンサートを実施し、伝統と現代の融合したアイヌ音楽を鑑賞することによりアイヌ文化を学び、触れ、関心を高め、理解を深める機会としたい。

④ 絵本・紙芝居・アニメーション制作事業

様似町に古くから伝わる民話をまとめた絵本『ふるさと絵本 さまに昔むかし』に収録されているアイヌ民族に係る内容3編について、出版後、有識者（アイヌ協会）から表現の違いについて指摘されていた。アイヌ語等の表現を見直し新しく絵本をベースに作製することで、多種多様な場所で用途に合わせた活用ができるよう展開していく。

絵本・紙芝居は図書館や学校、その他イベントでの読み聞かせ、様似町やアイヌ民族に関する図書館の調べ学習事業の導入に使用することで、よりアイヌ民族を身近に感じてもらう、アイヌ民族の民俗的・歴史的特徴を読み解くことが期待できる。

また、アイヌの小人や少年少女をイメージしたキャラクターを作製し、教育副読本や観光パンフレット、町内公共施設のイベントや広報媒体、ノベルティで活用する。

アニメーションは、現代の生活の中に多く存在している。特に子どもたちは、生まれた時

から触れているものであり、民話の中でも特に注視したい部分をピンポイントで再生することができるため、子どもたちの興味を引き付ける役割を果たすほか、読み手を必要としない短時間の利用でも活用できる。

なお、外国語字幕をつけることで、母国語が日本語ではない町民や観光客への理解も促すことができ、映写媒体があれば場所を選ばないことから、別施設・事業で関連映像として配信することで、様似町のアイヌ民族の歴史 PR 動画としての活用も見込まれる。

図書館事業として、アイヌ民族関係資料の展示と合わせて館内の大型スクリーンで上映することで、紙媒体では文字等が追えなくなってきた高齢者等にも気軽に利用してもらうことができる。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アポイ岳ジオパークビジターセンターアイヌ文化紹介設備改修事業

アポイ岳ジオパークビジターセンターは、様似町そしてアポイ岳ジオパークを楽しむ方が訪れる拠点施設である。町内にはプレート衝突等を起因とする特殊な地形が多く、そこにアイヌ伝説やアイヌ語地名が現在も住民生活と密接につながり、脈々と息づいている。

これらの場所は、観光客や児童生徒が訪れ、アイヌ文化と自然の関係などを実感できる「見どころ」となっている。

本事業では、展示室内の導入部で活用されている地形模型ジオラマを刷新し、デジタルコンテンツを活用したプロジェクションマッピングを導入することで、アイヌ語地名やその由来等、アイヌ文化に関する情報発信ができるようになるとともに、地形模型上にデジタルコンテンツを投影できるため、地形とアイヌ伝説などの関係性をわかりやすく解説することができる。

さらに、コンテンツの入れ替え可能な形態の展示物（デジタルサイネージ、展示パネル等）を複数追加することで、より多くのアイヌ文化に関する情報発信を行うことができる。

② アイヌ関連資料の調査研究及び普及活用事業

様似町は古くから和人文化とアイヌ文化が接触し独自の歴史文化を築いており、国指定重要文化財「蝦夷三官寺等澍院関係資料」や明治時代に書かれた様似郷土館所蔵「矢本家文書」など様似のアイヌと和人の生活史を表す貴重な資料も多く残っている。

また、「東蝦夷地シャマニ之景」では、等澍院や会所といった和人の施設とともに、アイヌと思われる人々が漁や鹿狩りを行っている情景が描かれ、和人文化とアイヌ文化の接触という様似独自の歴史文化を示す当町にとって重要な歴史資料の一つである。

しかし、これまで様似町におけるアイヌと和人の関係史についてあまり研究が進んでおらず、他では見られない独自の関係性でありながらこれらの歴史についての普及活用は進んでいない。

このことから、これらの資料の調査から得た新たな知見の活用を図るとともに、アイヌ民

族の衣装や体験活動実施に必要な環境を整え、絵図「東蝦夷地シャマニ之景」のレプリカ複製及びモバイルガイドの新規作成など様似郷土館のアイヌ関連展示を拡充することにより、さらなるアイヌ文化の普及活用及び観光プロモーションの推進を図る。

(1) 資料調査及び各展示資料の製作

- ・様似郷土館所蔵「矢本家文書」内アイヌ関係資料の調査研究
- ・体験活動資料の製作及び運用

(2) 様似郷土館アイヌ展示拡充

- ・上記製作物を用いて郷土館内アイヌ文化関連展示の拡充

(3) 企画展の開催

- ・上記製作物を活用した企画展、報告会、ワークショップの開催

(4) 絵図「東蝦夷地シャマニ之景」のレプリカ及びデジタル解説の作製

- ・上記製作物のデジタルガイド拡張発展

(5) 観光客向けモバイルガイドの作成

- ・「様似×アイヌ文化×観光」を一つとした町歩きサイトの構築

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

① 台湾原住民族との交流・研修事業

本事業は、様似アイヌ協会及び民族文化保存会の会員を、原住民族政策について先進的な取り組みを行っている台湾に派遣し、原住民族の伝承や保存などの現状、生き方や文化復興運動を学ぶことを目的とし、アイヌ文化の担い手となる人材の育成を図るとともに、アイヌ民族の舞踊を披露し、アイヌ文化を台湾の人たちに知ってもらふ。合わせて、以前より交流があった原住民族のグループを訪問し、旧交を温める。

また、高齢者やその他の理由により訪問できない会員もいることから、次年度に台湾原住民族の歌舞団を招へいし、お互いに歌や踊りを披露するなど交流を深めるとともに、意見交換を行うことにより、アイヌ文化の継承・発展に活かす。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1、4-2と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：47,900千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和２年度～令和６年度（事業スケジュールを添付）

事業費：４１，５６３千円

（３）コミュニティ活動支援事業

事業内容：４－４と同じ

事業期間：令和２年度～令和６年度（事業スケジュールを添付）

事業費：１４，４９０千円

７ アイヌ施策推進地域計画が法第１０条第９項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

（１）「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第１号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第２号基準）

■４－１に記載する事業は、独自性を持っている様似のアイヌ民族の歴史や文化を後世に残すことができる大きな意義があり、そのことによって、アイヌ民族の歴史や文化の価値が正しく理解され、アイヌ民族が尊重される共生社会を築くことに役立つことが期待される。

■４－２に記載する事業は、様似町において、さまざまな角度からアイヌ文化に触れる機会を町民や来町者に提供し、アイヌ民族やアイヌ文化への関心を高め、理解を深めることになり、アイヌ民族が尊重される共生社会の実現に寄与することが期待される。

■４－３に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光施策を実施することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与することが期待される。

■４－４に記載する事業は、先住民族施策の先進地である台湾の先住民族との交流によって、多くを学び、そこからこれからの活動にとって参考となるべき知見を得ることができ、今後、官民一体となって、様似町におけるアイヌ施策をさらに前進させ、アイヌ民族が尊重される共生社会の実現につながるものであると期待できる。

（２）反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第２号基準）

４の事業については、様似町の事業として実施するものであり、「様似町暴力団排除条例」に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

（３）円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第３号基準）

■事業の実施主体の特定

４の事業については、様似町が事業の実施主体である。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールのとおり明確となっている。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、様似アイヌ協会などアイヌの人々、関係団体をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するK P Iである、各施設の来館者数、展示会・演奏会への参加者数、国際交流事業への参加者について、実績値を公表する。数値目標の達成状況については、様似アイヌ協会・様似民族文化保存会などの関係団体との協議の場を設け、今後の事業内容の改善につなげるようにする。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況および事業の内容、効果について、様似アイヌ協会・様似民族文化保存会などの関係団体との協議の場を設け、効果検証を行い、翌年度以降の方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法

目標達成状況に係る評価結果については、町のウェブサイトで公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
実施予定なし。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
実施予定なし。